

# 行田市移住定住推進プロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本市の人口は、平成12年をピーク（約8万6千人）に減少に転じ、旧南河原村との合併により一時的に増加したものの、令和8年5月には約7万7千人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和12年には7万人を、令和32年には5万人を割ることが予測されている。

そこで、人口減少に一刻も早く歯止めをかけるとともに、地域の活力を維持するため、若年層や子育て世帯をメインターゲットとした移住定住施策の展開を図ることが急務となっている。

本実施要領は、今後の移住定住事業のベースとなるコンセプト及びタグラインの作成、本市の移住に関する情報のWEB広告を行うことにより、移住定住者の増加のため、本市への移住定住を推進するためのプロモーション業務を実施する事業者を選定するために必要な事項を定める。

## 2. 業務概要

### (1) 委託業務名

行田市移住定住推進プロモーション業務委託

### (2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### (3) 業務内容

「行田市移住定住推進プロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）  
のとおり

### (4) 支払条件

業務を完了し、業務完了報告書の検収後に一括払い

## 3. 提案限度額

3,196,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、そのうち1,380,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以上をWEB広告関連費に充てること。

## 4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 5. 日程

本手続きの実施スケジュールは下表のとおりとする。なお、参加者が多数の場合には、審査日程を変更する場合がある。

実施内容	実施期間
実施要領等の公示	令和8年5月15日（金）
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和8年5月22日（金）まで
質問書に対する回答	令和8年5月27日（水）まで
参加申込書等の受付期限	令和8年5月29日（金）まで
応募者参加資格確認結果通知	令和8年6月3日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月12日（金）まで
審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年6月23日（火）
プロポーザル審査結果通知書の発出及び 審査結果の公表	令和8年6月30日（火）
契約締結	優先交渉権者との事務手続きを 経て速やかに

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、参加者が契約締結までの間に、以下の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 行田市物品等競争入札参加資格者名簿又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿のいずれかの最新版に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (6) 過去5年以内に同種・類似業務の実績を有していること。なお、ここでいう「同種・類似業務」とは、「コンセプト、計画又は戦略策定業務」、「タグライン又はキャッチコピー等作成業務」及び「WEB広告掲載業務」に携わった実績があることを指す。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

(9) 次の①～⑥までのいずれの場合にも該当しないこと。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められたとき。
  - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑥ 契約の相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 公告日から選定結果発表までの間において、国及び地方公共団体から指名停止または入札参加資格の取り消し等を受けていないこと。

## 7. 実施要領・仕様書等の公表及び取得

- (1) 公表日  
令和8年5月15日（金）
- (2) 公開場所  
行田市ホームページ
- (3) 取得方法  
市ホームページよりダウンロードすること。  
※紙での提供は行わない。

## 8. 質問と回答

- (1) 受付期間  
令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出方法  
担当部署（下記18を参照）に電子メールで提出するものとする。  
※メールの件名は「【会社名】行田市移住定住推進プロモーション業務に係る質問」とし、質問書提出時は、担当部署に電話にて電子メールの受信確認を行うこと。

(3) 提出様式

質問書（様式1）

(4) 回答

令和8年5月27日（水）に市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領の追加又は修正として実施要領と同様に扱う。ただし、回答に当たり、質問した提案者名及び個人情報を含んだ事項は公表しない。

※類似もしくは同内容の質問があった場合には、まとめて回答する場合がある。

※業務に関係がないと判断される質問には回答しない場合がある。

## 9. 説明会

実施しない。

## 10. 参加申込手続き

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6. 参加資格」の要件を満たす者は、次の通り提出期限までに参加申込手続きを行うこと。

(1) 参加申込書の提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時15分まで ※時間厳守

(2) 提出方法

電子メール（PDFデータを添付）

・メール件名は次のとおりとする。

「【参加申込書提出】「令和8年度 行田市移住定住推進プロモーション業務委託」

・メール本文に、「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。

・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(3) 提出書類

①参加申込書（様式2-1）

②参加資格等確認申請書（様式2-2）

③会社等概要（様式3）

④業務実績調書（様式4）

参加申込書を提出したものについて、参加資格を満たしていると認められたものに対し、参加資格確認通知書を送付する。ただし、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失する。

・提出した書類等に虚偽の記載又は不正な行為をしたとき。

・契約締結までの期間に「6. 参加資格」に該当しなくなったとき。

(4) 参加資格審査及び結果の通知

提出された書類により、参加資格について審査し、その結果を令和8年6月3日（水）までに電子メールにて通知する。参加資格を有すると認められた事業者は、企画提案書等の提出を行うこと（下記11を参照）。

（5）辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を提出するものとする。

## 11. 企画提案書等の提出

（1）受付期間

令和8年6月12日（金）午後5時15分必着

（2）提案書の作成方法

資料をA4版（横）にて作成し、A4版ファイルに次の順に綴じ込み提出すること。

また、ファイルは「行田市移住促進プロモーション事業」並びに提案者名（貴社名）を記載すること。

①企画提案書（表紙）

②企画提案書

③提案見積書

（3）提出書類

ア 企画提案書（表紙）（様式6）

※1 表紙の表題は「行田市移住定住推進プロモーション業務企画提案書」とすること。

イ 企画提案書

※1 様式は任意とするが、原則としてA4版横で作成すること。

※2 言語は日本語とすること（ただし、専門用語は除く）。

※3 表紙を含め30ページ以内で作成すること。

※4 表紙を除きページ下部にページ番号を振ること。

※5 記載内容については明確かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義または説明を付記するなど、分かりやすい記載とすること。

※6 審査委員会での公平かつ公正な審査のため提案書中には提案者名を記載することや、提案者の特定につながる表現を用いることを禁止とする。

※7 提案事業を実施するに当たり、本市の協力等が必要な場合は、その内容について企画提案書に具体的に記載すること。

ウ 提案見積書（様式7）

※1 契約期間（契約締結日から令和9年3月31日（水）まで）の総額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。

※2 見積書及び内訳書は、項目別の実施担当者の配置人数及び作業日数等の見

積の内訳が分かるよう記載すること。なお、内訳とは整合のない形で、合計金額の増減を行う「改め額」等の算出は行わないこと。

※3 見積金額は本要領「3. 提案限度額」を超過しない金額で作成すること。

※4 押印したものを提出すること。

(4) 提出方法

郵送または持参により担当部署（下記 18 を参照）に 6 部提出するものとする。

なお、持参による提出の場合に事前に担当部署に電話連絡をし、日程調整の上、持参すること。

また、郵送による提出の場合は、簡易書留あるいは書留とし、郵送した日（発送日）を担当部署まで電話すること。

(5) 企画提案書の主な提案事項

別紙及び仕様書を参照し、企画提案すること。記載すべき項目は以下のとおりとする。

提案項目	内 容
ア 基本方針	本業務を進めていく上での基本姿勢や意欲について記載すること。
イ 業務実施体制	実施体制図、配置を予定している人員の氏名、所属、役割、過去の実績、保有資格等を記述すること。想定による記述である場合は、該当箇所に（想定）と記載すること。再委託を予定している場合には、再委託先についても可能な限り記載すること。
ウ 業務実績	過去に実施したコンセプト及びタグラインの作成、WEB 広告運用についての実績を記載すること
エ 業務工程	本業務委託の全体スケジュールと仕様書に記載の「業務内容」に示す各項目の実施期間及び必要工数を表形式などわかりやすく記載すること。なお、作成に当たっては、実効性のある最適なスケジュールを記述すること。
オ コンセプト及びタグライン作成における考え方	コンセプト及びタグライン作成における考え方について、以下のことを記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の特有の魅力や特徴、または現状の課題をどのように分析し、コンセプトに反映させるか</li> <li>・移住を考える人々のニーズや心理をどう理解し、どのように応える形でコンセプトやタグラインを形成するか。</li> <li>・どのように他自治体と差別化するか。</li> </ul>
カ WEB 広告配信プランの提案	広告に用いるバナー等のデザイン案（イメージで可）の作成・広告媒体の選定及び WEB 広告効果の最大化を図るかについて、記載すること。広告配信後、どのような視点で

	検証、分析、報告を行うか記載すること。
キ 独自提案	本業務の成果をより一層高めるために、上記以外の事項、もしくは全体を通じて提案事項があれば記載すること。

## 12. 企画提案説明会（プレゼンテーション）

企画提案書を提出した事業者を対象に企画提案説明会（プレゼンテーション）を開催する。

### （１）開催方法

オンラインにより実施する。

### （２）開催日時

令和 8 年 6 月 23 日（火）（入室時間及び URL は個別に通知する。）

### （３）説明者

業務委託を受注した場合に主体的に担当する者とし、作業内容等により担当を複数置く場合など、複数での説明も認める。ただし、プレゼンテーションへの参加は計 3 名以内とする。プレゼンテーション開始後の進行、企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者を中心に行うこと。ただし、主担当者に体調不良等の支障が生じた場合はこの限りではない。

### （４）所要時間

1 提案者につき 25 分以内とする。

（提案者からの企画提案説明 15 分以内、審査委員からのヒアリング 10 分以内）

### （５）使用アプリケーション

「Zoom」（Zoom ビデオコミュニケーションズ社製）

### （６）通信障害発生時の運用について

①通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。

②本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開する。通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。

③すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復後に再開する。

ア. 天災

イ. 広域・地域的停電

ウ. プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

エ. 明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合

オ. その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

(ただし、応募者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、応募者の責による障害等であると認められる場合を除く。)

なお、ア、イ、エの場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの企画提案書をもって審査する。

#### (7) 留意点

ア 審査は非公開とする。

イ プレゼンテーション実施当日に使用するデータは、事前に提出したものと同一ものを使用すること。

ウ プレゼンテーション実施時の画面投影、画面操作は発表者が行うこと。

エ 事前提出資料は、審査の公平性確保のため、提案者名が特定できないよう一部加工したものを審査委員に配布する。そのため、プレゼンテーションにおいて社名が特定できる発言は控えること。

オ 自己紹介等の時間は特別設けない。

カ 参加申込書を提出した者(プレゼンテーションに参加する者を含む)は、業者選定が終了するまでの間、審査委員会事務局の職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本公示後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めていることはない。接触を求める行為が認められた場合は、失格とする。

なお、本業務とは別の業務において審査委員等と面談、電話等の接触を行うことはこの限りではない。ただし、別の業務の内容に関すること限りとし、本公示後、別の業務の機会を利用して、本プロポーザルに関する内容について接触した場合には失格とする。

キ 参加者が1者のみでも、企画提案説明会(プレゼンテーション)を実施することとし、審査会の協議にて基準を満たすことが確認された場合、当該1者のみをもって優先交渉権者の選定を行うものとする。

### 13. 優先交渉権者の決定

#### (1) 審査方法

プロポーザル審査委員会において、業務提案に関するプレゼンテーション審査を実施し、最も得点の高い参加者を優先交渉権者に、次に得点の高い参加者を次点者に選定する。なお、最高点を得た者が2者以上いる場合は、その提案者の中で評価A(評価区分で最も高い評価)を多く獲得した提案者を優先交渉権者とする。さらに評価A獲得数も同数の場合は審査委員会で協議の上、審査委員長が優先交渉権者を決定する。

優先交渉権者が契約を辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点者を優先交渉権者に選定する。その場合においても、事前に本市で定めた合格基準点を満たしていることが条件となる。

(2) 評価項目等

審査は、企画提案書等審査表（別表－1）により評価を行うものとする。

(3) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。

なお、各提案者の評価結果は、審査過程の透明性を確保するため、次のとおり市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合には、当該提案者の名称は公表しないものとする。

公表事項	優先交渉権者	非候補者	備考
提案者の名称	公表	公表	非候補者が1者の場合は非公表
評価点	公表	提案者の名称は非公表の上、公表	

14. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「3. 提案限度額」を超過した場合
- (5) 本要領「6. 参加資格」に示す要件を欠くことになった場合
- (6) その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

15. 契約の締結

最終的に選定された優先交渉権者においては、契約仕様について協議の上、契約に必要な書類をそろえ、速やかに契約を締結するものとする。

なお、企画提案書及びプレゼンテーション審査時において提示された企画提案については、契約仕様の協議対象とするが、提案内容から逸脱する協議は認めない。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書は1者につき1提案とする。
- (2) 受付期限後の提出書類の変更、追加、差し替え若しくは再提出を認めない。ただし、受付期間内において修正等を行う場合には、担当部署に事前に連絡し許可を得ること。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 提出された企画提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履

行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。

- (5) 提出された企画提案書等は、透明性及客観性を期すため、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号）に基づく公開請求の対象となる。

#### 17. 情報公開及び情報提供

プロポーザル方式による優先交渉権者選定における透明性を高めるため、審査結果を行田市情報公開条例に基づき公開する。

#### 18. 担当部署

- (1) 担当

行田市総合政策部企画政策課 平井、滝田

- (2) メールアドレス

kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

- (3) 電話

048-556-1111（内線312）

#### 19. 留意点

- (1) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本事業提案の参加者が1者であった場合であっても、企画提案説明会（プレゼンテーション）を実施し、本市の定める合格基準点を上回る提案であった場合は優先交渉権者として契約に向けて交渉を行う。
- (3) プロポーザル参加者は、プロポーザルの実施に関して知りえた情報を他に漏らし、また、自己の利益のために利用することはできない。このことはプロポーザル終了後においても同様とする。
- (4) 審査等に対し、異議申し立てはできないものとする。ただし、選考に基づき、不採用の通知を受けた者は、市長が通知をした日の翌日から起算して7日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に、書面により市長に対して不採用となった理由についての説明を求められることができる。この場合、市長は説明を求められた日の翌日から起算して14日以内（土・日曜日、祝日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期することがある。

別表－１ 企画提案書等審査表

評価項目		評価基準の概要	配点
実施体制	1 業務全体に対する基本的な考え方	本業務を実施するに当たり、十分な専門知識、知見等を有しているか。	10
	2 業務実施体制	業務遂行に当たって、適切な人員配置及び役割分担がされているか。	10
	3 業務実績	これまでの業務実績から、本市の移住定住施策の推進に資する取り組みが実施可能か。	40
提案内容	4 業務実施方針	本業務の目的、内容、課題を十分理解し、具体性・実効性のある提案となっているか。	20
	5 業務工程	本業務実現のための現実的かつ計画的なスケジュールが提案されているか。	20
	6 業務内容	具体的な提案があり、本市への移住定住の機運が高まるような、分かりやすく魅力的な内容となっているか。	40
	7 独自提案について	仕様書の記載内容以外で、事業目的達成のために有効かつ適切な独自提案であり、実現可能な提案か。	20
価格	8 見積書	以下の式により算出する。 最低提案価格 ÷ 提案価格 × 40	40
評価点計			200

## ○評価基準

各委員は、各項目（8 見積書を除く）について次に示す4段階で評価し、各項目の配点に対して各評価に掲げる係数を乗じた得点（小数点以下切り捨て）を合計して算出したものを評価点とする。

評価	判断基準	係数
A	本市に有益で非常に優れている。または、創意工夫が感じられ特に優れた提案である。	1
B	本市に有益で優れている。または、良い提案である。	0.6
C	本市の要求仕様を満たしている。または、一般的、平均的な提案である。	0.3
D	本市の要求仕様を満たしていない（または記載がない）。内容が非常に乏しい。	0

○合格基準点について

合格基準点は、次のⅠ及びⅡを全て満たすものとする。

- I 「7 独自提案について」(配点20点)を除く各評価項目において、審査委員全員が同一の評価項目で「D」と審査されていないこと(審査委員全員が同一の評価項目で「D」と審査した場合は、実施要領に記載した内容に適合しないものとみなす)。
- II 「8 見積書」(配点40点)において、提案限度額3,196,000円(税込)を超過した額でないこと。